

社会福祉法人博愛福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬の総額)

第2条 役員等の会計年度ごとの報酬総額は次の各号により定める。

- (1) 評議員の報酬総額は定款第9条の定めにより、1,000,000円とする。
- (2) 常勤役員等の報酬総額は20,000,000円とする。ただし、役員のうち当法人の職員を兼務している者の給与等は含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職金を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。
- 2 役員等に対する退職金は、役員として円満に任期を満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職金については、別表2に定める額
- (3) 通勤手当については、通勤手当規程第2条の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額とし、交通費については別途実費支給する。
- (2) 退職金については、別表2に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した3か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に参加した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(慶弔)

第11条 役員及び評議員には、別表4に定める慶弔金を送る。

2 別途、慶弔に伴う電報を、法人名において発信する。

(改廃)

第 12 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 13 条 この規定の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 役員費用弁償規程（平成 6 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 830,000円
理事	月額 500,000円

別表2（退職金）

- (1) 役員及び評議員が退任した場合の退職金の額は、1年につき以下の金額に在任期間を乗じた額とする。

職位	金額（1年につき）
理事・監事	25,000円
評議員	15,000円

- (2) 理事長の退職金は、1年につき50,000円として、在任期間を乗じた額とする。
- (3) 退職手当の算出の基礎となる在任期間の計算は、役員及び評議員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数による。（在任期間に1年未満の端数がある場合は、月割りで支給する）
- (4) 在任中に特に功労があった役員及び評議員に対しては、この規程で定める支給額の他に、特別加算金を支給することがある。

別表3（非常勤役員等の報酬）

- (1) 評議員

評議員会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	10,000円

- (2) 理事

理事会等会議への出席	20,000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	10,000円

- (3) 監事

理事会・評議員会等への出席、および監事監査	20,000円
上記の他、法人および施設業務のための出勤	10,000円

別表4（慶弔金）

慶弔	金額
本人の結婚	50,000円
本人の傷病 （10日以上入院）	10,000円
本人の死亡	50,000円
配偶者の死亡	30,000円
父母の死亡	10,000円
子の死亡	10,000円
同居の祖父母の死亡	5,000円

上記に該当しない事例の場合は、理事長の指示による。